

事業主の皆さまへ

～平成27年10月に改正する適用事務のお知らせ～

平成27年10月に被用者年金一元化法が施行されることに伴い、健康保険・厚生年金保険の適用事務が変更になります。

●昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出のお願い

- 平成27年10月1日以降、70歳以上被用者の届出対象外とされていた昭和12年4月1日以前に生まれた方についても賃金と年金額に応じた在職支給停止の対象となり、**70歳以上被用者該当届の提出が必要**となります。
- 昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している方にかかる70歳以上被用者該当届については、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記載した上で、該当年月日を平成27年10月1日としてご提出ください。

<記入例>

届出コード 269	処理区分 届書	厚生年金保険	70歳以上被用者	該当・不該当届	事務センター長 所長	高専センター長 副所長	グループ長 課長	担当者
--------------	------------	--------	----------	---------	---------------	----------------	-------------	-----

正 記入方法は ①～④は裏面に 記載して記入 してください。	② 被用者の氏名 フリガナ ネンキン タロウ (氏) 年金 太郎		④ 被用者の住所 フリガナ トウキョウト スギナミク タカイドニシ 3-5-24 〒 000-0000 東京 神奈川 杉並区高井戸西3-5-24					
	① 基礎年金番号 1234567890	② 生年月日 昭和51年11月12日 平成27年10月09日	③ 事務所符号 杉並	④ 事業所整理記号 けま	⑤ 事業所番号 12345	⑥ 届書処理区分 1. 該当 2. 不該当	送 信	
⑦ 該当年月日 平成27年10月01日 平成27年9月30日以前より継続	⑧ 通貨によるものの額 161,430円	⑨ 現物によるものの額 0円	⑩ 合計 161,430円	⑪ 標準報酬月額 相当額 千円	⑫ 不該当年月日 (退職又は死亡の日) 平成	⑬ 不該当原因 4. その他 5. 死亡	送 信	

事業所所在地 〒 168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24	事業所名称 株式会社 健保産業	事業主氏名 代表取締役社長 健保 一郎	電話番号 03 (2345 局) 6789
--	--------------------	------------------------	---------------------------

平成 27 年 10 月 1 日 提出

社会保険労務士の提出代行者印